

朝来市告示第20号

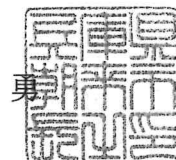
朝来市森林整備計画の一部変更（案）の公告

朝来市森林整備計画を一部変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、朝来市森林整備計画の一部変更（案）を縦覧に供する。

なお、朝来市森林整備計画の一部変更（案）に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8年1月19日

朝来市長 藤 岡



記

- 1 縦覧に供する期間 令和8年1月19日から令和8年2月17日まで
- 2 縦覧に供する場所 朝来市ホームページ及び朝来市産業振興部農林振興課
- 3 意見書の提出先等
 - (1) 提出先
朝来市役所西館産業振興部農林振興課
 - (2) 提出方法及び提出期限
郵送及び持参による提出のみとし、電話による意見は受け付けない。
なお、郵送による提出期限は、縦覧満了日の令和8年2月17日の消印のあるものまでとする。
郵送先：〒669-5292
朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市産業振興部農林振興課
 - (3) 提出に当たっての留意事項
 - ア 朝来市森林整備計画の一部変更（案）に対する意見以外は提出することは出来ない。
 - イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名及び職業、法人の場合にあつては、法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。
 - ウ 提出された意見は、その内容を公表する場合がある。ただし、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。
 - エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、朝来市森林整備計画の一部変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。
 - (4) 意見書の処理方法
提出された意見については、必要に応じ朝来市森林整備計画の一部変更（案）の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、朝来市森林整備計画の一部変更の公告時にその処理結果を公表する。